

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年12月1日

【会社名】 株式会社AFC - HDアムスライフサイエンス

【英訳名】 AFC - HD AMS Life Science Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 浅山 雄彦

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号

【電話番号】 054 - 281 - 0585 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役会長室長 南方 茂穂

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号

【電話番号】 054 - 281-5238 (直通)

【事務連絡者氏名】 取締役会長室長 南方 茂穂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年11月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年11月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金15円 総額210,526,575円

ロ 効力発生日

2022年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

これにより、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

また、株主総会の運営及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、浅山雄彦、松永康裕、福地重範、海野直也、笹原俊二、南方茂穂、高田和典、濱邊信江及び前川延之を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、海野浩、高橋正樹、相川洋介を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

先に取締役を退任しました吉田勝彦氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	77,242	556	0	(注)1	可決 98.24
第2号議案 定款一部変更の件	77,191	597	0	(注)2	可決 98.18
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)9名選任の件					
浅山雄彦	75,935	1,863	0	(注)3	可決 96.58
松永康裕	75,906	1,892	0		可決 96.54
福地重範	76,860	938	0		可決 97.76
海野直也	76,852	946	0		可決 97.74
笹原俊二	76,857	941	0		可決 97.75
南方茂穂	76,857	941	0		可決 97.75
高田和典	76,855	943	0		可決 97.75
濱邊信江	76,876	922	0		可決 97.78
前川延之	76,850	948	0		可決 97.74
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
海野浩	76,800	998	0	(注)3	可決 97.68
高橋正樹	76,830	968	0		可決 97.72
相川洋介	75,944	1,854	0		可決 96.59
第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	75,319	2,479	0	(注)1	可決 95.80

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。